

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目 次 ページ

## 規 則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(一〇六・子育て支援課)……………1
- 秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(一〇七・医務課)……………2

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第百六号

児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「第五十六条第九項」を「第五十六条第八項」に改め、同条第二項第六号中「第五十六条第九項」を「第五十六条第八項」に、「実施した」を「行う」に改め、「助産」及び「母子保護」の下に「の実施」を加える。  
第三条を次のように改める。

(書類の備付け)

第三条 児童相談所長は要保護児童について、県の福祉事務所長は助産の実施及び母子保護の実施について、記録票その他の書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

第四条中「第二号ただし書又は」を「第二号ただし書若しくは」に、「は様式第六号による通知書により、」を「又は」に、「、又は」を「若しくは」に改め、「様式第七号による通知書により」を削る。

第九条を削る。  
第八条第一項中「第二号ただし書又は」を「第二号ただし書若

しくは」に、「場合」を「とき」に改め、同条第二項及び第三項中「場合」を「とき」に改め、同条第四項中「別に定める報告書により」を削り、同条を第九条とする。

第七条第一項中「状況報告書」を「状況に関する児童相談所長が別に定める様式による報告書」に改め、同条第二項中「法第二十七号第一項第二号」を「同号」に、「状況報告書」を「状況に関する児童相談所長が別に定める様式による報告書」に改め、同条第三項を削り、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「通知」を「申込み等」に改め、同条第一項中「様式第十一号の二」を「別に定める様式」に改め、同条第二項中「前項の」を「法第三十一条第一項の規定による」に改め、「様式第十一号の三の通知書により」を削り、「不承諾とした」を「承諾しなかった」に改め、「様式第十一号の四の通知書により」を削り、「申込者に」の下に「その旨を」を加え、同条第三項中「様式第十二号による通知書により」を削り、同条を第七条とする。

第五条第一項中「は様式第十号による通知書により、」を「又は」に改め、「様式第十一号による通知書により」を削り、同条を第六条とする。

第四条の二の見出しを「(助産の実施等の申込み等)」に改め、同条第一項中「様式第八号」を「別に定める様式」に、「よつて」を「課税証明書その他の第十三条第一項の規定により徴収する費用の額を決定するために必要な別に定める書類を添えて」に改め、同条第二項中「様式第九号の通知書により」を削り、「不承諾とした」を「承諾しなかった」に改め、「様式第九号の二の通知書により」を削り、「申込者に」の下に「その旨を」を加え、同条第三項中「様式第九号の三の通知書により」を、「その旨を」に改め、同条を第五条とする。

第十条中「第二十九条の規定による」を「第二十九条後段に規定する」に、「様式第十六号」を「別記様式」に改める。  
第十一条を次のように改める。

(届出等の様式)

第十一条 次に掲げる届出又は申請は、別に定める様式による届出書又は申請書によつてしなければならない。

- 一 法第三十条第一項の規定による児童との同居の開始の届出
- 二 法第三十条第二項の規定による児童との同居の終了の届出
- 三 省令第二十七条の規定による児童の死亡等の届出
- 四 里親認定省令第六条第一項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による里親認定の申請
- 五 里親認定省令第六条第二項(里親認定省令第十五条、第十

七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による職業指導里親認定の申請

六 里親認定省令第八条第一項第五号(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による里親認定の取消しの申請

七 里親認定省令第八条第二項第六号(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による職業指導里親認定の取消しの申請

八 里親認定省令第十条第二項において準用する第九条(里親認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による養育里親等に係る登録の更新の申請

九 里親認定省令第十一条第一項第三号(里親認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による養育里親等の登録の取消しの申請

十 里親認定省令第十一条第二号(里親認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による職業指導里親認定の登録の取消しの申請

十一 里親認定省令第十三条第一項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による里親に係る登録事項の変更等の届出

十二 里親認定省令第十三条第二項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による委託児童の養育を継続することが困難となった旨の届出

十三 里親認定省令第十三条第三項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による委託児童に対する職業指導を継続することが困難となった旨の届出

2 里親認定省令第九条(里親認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による養育里親等に係る登録の申請は、前項第四号及び五号に掲げる申請に係る申請書にその旨を記載して行うことができる。

第十二条から第十五条までを削る。  
第十六条第一項中、「第二十七条第一項第三号又は」を「又は第二十七条第一項第三号若しくは」に改め、同条を第十二条とし、第十七条を第十三条とし、本則に次の一条を加える。

(補則)  
第十四条 法、省令、里親認定省令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第十五号までを削る。

様式第十六号中「様式第16号」を「様式第16号 身分証明書(第10条関係)」に改める。

様式第十七号から様式第二十号までを削り、様式第十六号を別記様式とする。

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百七号

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則(平成十七年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 医学生修学資金(第二条―第十八条)

第三章 大学院生修学資金(第十九条―第二十一条)

第四章 臨床研修医研修資金(第二十二条)

第五章 専門研修医研修資金(第二十三条)

附則

第一章 総則

第一条中「秋田県医師修学資金貸与条例」を「秋田県医学生修学資金等貸与条例」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 医学生修学資金

第二条中「第二条第二号(二)」を「第三条第二号(二)」に、「又は」を「若しくは」に改め、「設置する病院」の下に「又は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院」を加える。

第三条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「修学資金貸与申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第一号中「県内」を「大学の医学を履修する課程に在学する者であること又は県内」に改め、「卒業した者又は」を削り、「者で」の下に「当該課程に入学する手続を終えたもので」を加え、「書類」を「書面」に改め、同条第二号中「又は当該課程に入学する手続を終えた者であることを証する書類」を「にあつては、当該大学の学長又は学部長若しくはこれに準ずる者の推薦書」に改

め、同条第五号中「者」の下に「に所得がある場合にあつては、その者」を加える。

第四条の見出しを「(申請書の提出期限)」に改め、同条中「修学資金貸与申請書」を「申請書」に改める。

第五条第一項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第六条中「第四条」を「第五条」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の貸与の決定に当たっては、書面による審査のほか、必要に応じ面接による審査を行うものとする。

第八条中「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加える。

第九条中「第五条各項」を「第六条各項」に改める。

第十条の見出しを「(借用証書)」に改め、同条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「修学資金借用証書」を「別に定める様式による借用証書」に改める。

第十一条の見出しを「(返還計画書)」に改め、同条第一項中「第六条第一項各号」を「第七条第一項各号」に、「第八条第三項」を「第九条第三項」に、「修学資金返還計画書」を「別に定める様式による返還計画書」に改め、同条第二項中「修学資金返還計画書」を「返還計画書」に、「修学資金返還計画変更承認申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第十二条第一項中「第七条」を「第八条」に、「修学資金返還猶予申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第十三条第一項中「第八条」を「第九条」に、「修学資金返還免除申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第十四条第一項中「第八条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十五条中「第八条第三項の」を「第九条第三項の」に改め、同条第一号中「第八条第三項第一号」を「第九条第三項第一号」に改め、同条第二号中「第八条第三項第二号」を「第九条第三項第二号」に改める。

第十六条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「その旨」を「別に定める様式による届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第十八条第一項中「その旨」を「別に定める様式による届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「その旨」を「別に定める様式による届出書」に、「届出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三号中「第

六条第一項第四号」を「第七条第一項第四号」に改め、同条第四項中「直ちに、」の下に「別に定める様式による届出書に」を加え、「その旨」を「これ」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第五項中「状況」の下に「に関する別に定める様式による届出書」を加え、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 大学院生修学資金

第十九条を次のように改める。

(県内の公的医療機関等の診療科)

第十九条 条例第十二条第二号及び条例第十三条において準用する条例第七条第一項第四号の規則で定める診療科は、精神科、循環器科、小児科、産婦人科及び麻酔科とする。

本則に次の二条及び二章を加える。

(貸与の申請)

第二十条 条例第十三条において準用する条例第四条第一項の規定による大学院生修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 大学院の医学を履修する課程に在学する者であることを証する書面

二 在学する大学院を置く大学の学長又は当該大学院の研究科の長若しくはこれに準ずる者の推薦書

三 医師免許証の写し

四 第三条第三号及び第四号に掲げる書類

五 本人又は本人と生計を同じくする者のいずれかに所得がある場合にあつては、その者についての市町村長の発行する所得証明書

(医学生修学資金に関する規定の準用)

第二十一条 第二章(第二条及び第三条を除く。)の規定は、条例第十三条において準用する条例第二章(条例第三条、第七条第一項第三号及び第八条第二項第一号を除く。)の規定による大学院生修学資金の貸与の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条	前条	第二十条
第五条第一項、第六条、第九条から第十六条まで(第	条例	条例第十三条において準用する条例



附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

第十五条第二号	第十八条第一項第二号	第十八条第二項第二号	第十八条第三項	第十九条	第十九条及び第二十号	第二十号第一号	第二十条第二号
期間の二分の三に相当する期間	休学し、復学し、転学し、又は退学した	医師免許証の交付	医師免許証	第十二条第二号	第十三条	大学院の医学を履修する課程に在学する	在学する大学院を置く大学の学長又は当該大学院の研究科の長若しくはこれに準ずる者
書面 期間	専門研修を中断し、再開し、若しくは中止し、又は専門研修を受けている病院を変更した	専門医の認定	専門医認定証	第十六条第二号	第十七条	専門研修を受けている	専門研修を受けている病院の開設者又は管理者

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

